

令和8年度 第2期 論文式憲法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔憲 法〕

次の〔設例〕を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

〔設例〕

Xは、A大学法学部第4学年在学中、Y（合成樹脂のパイプ、板等の製造販売を業とする会社）の実施した大学卒業者の社員採用試験に合格し、同大学卒業と同時にYに3か月の試用期間を設けて採用されたが、試用期間満了直前に、Yから本採用を拒否された。Yは、本採用拒否の理由として、Xが採用試験の際に提出を求められた身上書の所定の記載欄に虚偽の記載をし、または記載すべき事項を秘匿し、面接試験における質問に対しても虚偽の回答をしたことを挙げた。Xは、Yの従業員たる地位を有することの確認と賃金等の支払を求めて提訴した。

Xの提出した身上書の記載及び面接試験におけるXの回答は、次のとおりである。Xは、身上書の「学校又は自治会、運動文化部等、学内諸団体委員、部員の経験（名称期間）」の欄には「放送部（1年時）、学友会生活部員（1～4年時）」と、「社会文化政治団体等、学外団体委員、部員の経験（名称期間）」の欄には「なし」とそれぞれ記載したほか、所要事項を記入し、その他の必要書類と一括してYに提出し、次いで、面接試験を受け、その際、面接担当者からなされた学友会生活部における活動内容に関する質問に対し、「生活部の一部門である生協でアルバイトに従事した」と答え、また「学生運動をやったかね」という質問に対し、「学生運動には興味がない。生活部が忙しく、実際行動も、なにも、やっていない」と答えた。

しかし、実際には、Xは、第2学年在学中に、生協の代表として日米安全保障条約改定阻止A大学全学会議代表団の一員となって上京し、東京都内で「安保批准阻止、B内閣打倒、国会解散」のスローガンのもとに革新政党、労働組合等を中心とする国民会議の名によりデモ行進及び国会に対する請願の形で行なわれた大衆の政治運動に参加した。また、Xは、A大学の所在するC市内で、同趣旨のスローガンのもとにA大学D分校学生自治会の学生によって行なわれた街頭デモ行進に生協の代表として参加し、C市に所在する高等裁判所構内で労働組合及びA大学D分校学生自治会によって同趣旨の全国統一行動の一環として行なわれた集会に参加していた。

[設問1] (配点: 50)

基本的人権の保障に関する憲法の規定の効力が私人間の法律関係にも及ぶかについて論じなさい。

[設問2] (配点: 50)

Xは、通常の商事会社であるYが、その社員採用試験の際、応募者(X)に対し、その者の大学在学中における学生運動参加の事実の有無について申告を求めることは許されず、本採用拒否の意思表示は無効であると主張した。Xの主張の当否を論じなさい。なお、労働法上の問題点については論じる必要はない。

